

特定健康診査等実施計画
(第二期)

三重交通健康保険組合

平成 25 年 7 月

背景・趣旨及び状況

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、三重交通健康保険組合（以下「当健保組合」という）の特定健康診査（以下「特定健診」という）及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健診及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、三交グループの事業所が加入している健保組合である。

平成25年3月末現在の事業所数は23で、三重県、愛知県に所在しているが、案内所等一部、他県にも点在している。

当健保組合に加入している被保険者（任意継続者除く）は、平均年齢が43.08歳で、男性が全体の76.8%を占め、40歳以上の被保険者に限定すると、84.5%が男性である。

健康診断については、三重県及び愛知県在住の被保険者は、事業所が健診機関に委託し、健診車にて巡回し実施しており、その他地域の者ならびに被扶養者は、契約した医療機関で受診（人間ドック等を含む）が可能である。

平成24年度では事業主が行う定期健康診断や当組合で実施している人間ドック、被扶養配偶者共同巡回健診事業（以下、共同巡回健診という）、受診券による特定健診により、特定健診の状況は、対象者（3,510名）の内、2,564名が受診した。

■平成24年度における第一次計画と実績比較

		計画	実績	差引
被保険者	対象者	2163名	2556名	393名
	実施者	2103名	2352名	249名
	実施率	97.2%	92.0%	▲5.2%
被扶養者	対象者	803名	954名	151名
	実施者	170名	212名	42名
	実施率	21.2%	22.2%	1.0%
計	対象者	2968名	3510名	542
	実施者	2273名	2564名	291
	実施率	77.1%	73.0%	▲4.1%

I. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームに疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

3. 特定健康診査・特定保健指導の対象年齢について

特定健診の実施年度中に 40 歳以上 74 歳以下となる加入者が法定で特定健康診査・特定保健指導の対象となるが、当組合では厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に、特定健診・保健指導の対象となる以前に健診を行い、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を実施することは、特定保健指導対象者を減少させる上で有効であるとされていることから、健康保険組合連合会の補助金を利用して、対象者の年齢範囲を 40 歳未満のものにも実施する。

II. 目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%（国の基本指針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

■特定健診実施率の目標

（単位：％）

	H25	H26	H27	H28	H29	国基準
被保険者	93.4	95.0	96.6	97.3	98.1	
被扶養者	30.6	40.0	47.4	57.8	68.3	
計	76.4	80.0	83.2	86.6	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60.0%（国の基本方針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

■ 特定保健指導（積極的）実施率の目標 (単位：名)

		H25	H26	H27	H28	H29
対象者	被保険者	519	520	494	483	462
	被扶養者	4	6	6	6	6
	計	523	526	500	489	468
実施者	被保険者	79	127	175	223	271
	被扶養者	1	2	3	4	4
	計	80	129	178	227	275
実施率	被保険者	15.2%	24.4%	35.4%	46.1%	58.7%
	被扶養者	25.0%	33.3%	50.0%	66.7%	66.7%
	計	15.3%	24.5%	35.6%	46.4%	58.8%

■ 特定保健指導（動機付）実施率の目標 (単位：名)

		H25	H26	H27	H28	H29
対象者	被保険者	199	199	203	204	205
	被扶養者	6	6	7	7	7
	計	205	205	210	211	212
実施者	被保険者	33	57	81	105	129
	被扶養者	2	3	4	4	4
	計	35	60	85	109	133
実施率	被保険者	16.6%	28.6%	39.9%	51.5%	62.9%
	被扶養者	33.3%	50.0%	57.1%	57.1%	57.1%
	計	17.1%	29.3%	40.5%	51.7%	62.7%

■ 特定保健指導（計）実施率の目標 (単位：名)

		H25	H26	H27	H28	H29	国基準
対象者	被保険者	718	719	697	687	667	
	被扶養者	10	12	13	13	13	
	計	728	731	710	700	680	
実施者	被保険者	112	184	256	328	400	
	被扶養者	3	5	7	8	8	
	計	115	189	263	336	408	
実施率	被保険者	15.6%	25.6%	36.7%	47.7%	60.0%	
	被扶養者	30.0%	41.7%	53.8%	61.5%	61.5%	
	計	15.8%	25.9%	37.0%	48.0%	60.0%	60.0%

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

1. 実施方法

被保険者については、各事業主が安衛法に基づく健診を健診機関に委託して実施する。また、30歳以上（毎年4月1日現在）の希望者に当組合が案内する人間ドックを受診することで、特定健診を実施したものとす。

被扶養者配偶者（任意継続被保険者含む）については、30歳以上（毎年4月1日現在）を対象に、人間ドックまたは、共同巡回健診（被扶養者配偶者のみ）を受診することで、特定健診を実施したものとす。

上記の人間ドック、共同巡回健診を受けていない被扶養者（任意継続被保険者を含む）については、希望者へ配布する受診券を利用して集合契約医療機関にて実施する。

特定保健指導は、被保険者については事業主と連携して実施する。

被扶養者（任意継続被保険者含む）については、集合契約のスキームを利用して実施する。

また、一部の人間ドックの委託先等にて健診を受け保健指導の対象となったものは、委託先にて保健指導も受けることができる。

2. 実施項目

（1）特定健康診査

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている特定健診項目を含めた生活習慣病健診を実施する。

（2）特定保健指導

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

① 動機付け支援

委託先の指導員による面談を実施し、6ヵ月後に評価を行う。

② 積極的支援

委託先の指導員による面談および継続支援（電話）を実施し、6ヵ月後に評価を行う。

3. 実施時期

被保険者については、各事業主が安衛法に基づく健診の実施時期に随時実施する。

被扶養者（任意継続被保険者を含む）は、集合契約による受診を随時実施する。

当組合が案内する人間ドックは、毎年5月から翌年2月までの間で、実施する。

被扶養配偶者対象の共同巡回健診は、委託先のスケジュールにより随時実施する。

4. 委託の有無

（1）特定健診

被扶養者（任意継続被保険者を含む）の特定健診については、代表保険者を通じて健診機関の全国組織等との集合契約を締結し、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い全国での受診が可能となるよう措置する。

また、特定健診の内容を含んだものとして、人間ドック、共同巡回健診を各医

療機関に委託している。

(2) 特定保健指導

被保険者については、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づき、アウトソーシングする。

被扶養者は、集合契約機関で特定保健指導を実施し、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い全国での利用が可能となるよう措置する。

人間ドック、共同巡回健診の受診者で対象者となったものは、受診した機関にて実施する。

5. 受診方法等

(1) 被保険者については、各事業主が実施する安衛法に基づく健診を受診するか、当組合が案内する人間ドック（一部自己負担あり）を受診する。

保健指導については、当組合保健師にて対象者を選出し、指導を受ける。また、保健指導にかかる費用については、当組合が全額負担する。

(2) 30歳以上の被扶養者配偶者（任意継続被保険者を含む）が受診することができる人間ドックや共同巡回健診（被扶養者配偶者のみ）を受診することで、特定健診を実施したこととする。また、この人間ドック、共同巡回健診にかかる費用は、一部自己負担とする。

上記の健診を受診しない被扶養者（任意継続被保険者を含む）へは、希望者に受診券（特定健診用）を配布し、受診券を受け取ったものは、受診券を集合契約の健診機関等に提出して特定健診を受診する。また、この特定健診受診料は当健保組合が負担とする。

保健指導については、保健指導契約している人間ドック等の医療機関については、対象者は保健指導を受けることができる。また、保健指導に係る費用については、当組合が全額負担する。

特定健診、人間ドック、共同巡回健診は、重複受診はできない。

6. 周知・案内方法

周知は、グループ内イントラネットや当健保組合のWebサイト等に掲載して行う。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関、代行機関、事業主、受診者から原則として電子データにより随時受領し、当健保組合で保管する。

また、特定保健指導データについても同様とする。

なお、電子データは特定健診、特定保健指導実施年度の翌年度から最低5年間は保存し、以後の保健指導等に活用するものとする。

IV. 個人情報保護

当健保組合が定める、「三重交通健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理総括責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、Web サイト等に掲載し、いつでも閲覧できるようにする。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年当健保組合において見直しを検討する。

また、平成 27 年度末には評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、必要がある場合には見直すこととする。

VII. その他

当健保組合に所属する担当職員等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。